

## 外壁防水保証書発行規程

平成23年3月8日 制定

(目的)

第1条 本規程は、組合外壁防水保証規約に基づき、組合外壁防水保証及び保証書発行に関する細目について定める。(本規程において、工事を受注して組合外壁防水保証を希望する組合員は、以下‘受注組合員’と称する)

(組合保証工事)

第2条 組合で保証する工法は、ウレウォール保証適応表で定める外壁防水塗装工法「ウレウォール」とする。

(保証書の内容)

第3条 保証書に記載する保証内容は以下の通りとする。

『上記件名工事に関し保証期間中に漏水事故が生じた場合には、次の責任範囲により、裏面記載の性能保証及び免責事項約款に従って、速やかに不具合箇所を補修することを保証致します。

(責任範囲)

- 1) 施工に起因する場合は、工事を請け負った施工業者の責任とします。
- 2) 材料品質に起因する場合は、組合の責任とします。』

(保証工事の申請)

第4条 受注組合員は、工事前に所定の組合外壁防水保証工事申請書(保○号用紙)に正確に記入し、本部事務局に申し込み、工法等が基準に適合していることを承認後に、工事を開始するものとする。

(ウレウォール認定資格者)

第5条 “ウレウォール認定資格者”とは、組合の指定する講習会を受講し、所定の試験に合格したものをいう。組合は対象者に認定書を発行する。

- 2 “ウレウォール認定資格者”は、該当工事に専任して工事管理と品質の確保に努めるものとする。このため、同時に2カ所以上の組合保証の工事管理者になることは出来ない。但し関連する工事(例：同一敷地内の複数建物工事)は1カ所の工事とみなす。

(保証手数料)

第6条 組合員は、保証手数料としてウレウォール工法工事の請負金額の1%相当額を、完成引渡時までに組合に納付するものとする。

(保証書の発行)

第7条 受注組合員は、工事期間及び保証期間(更新型も可)を包含する請負賠償責任保険及び生育物賠償責任保険を各自で加入することとする。

- 2 受注組合員は、工事終了後に所定の外壁防水保証書発行申請書・誓約書(保○号用紙)に1項の保険証書の写しを添えて本部事務局に申請するものとする。組合は、保証手数料の入金を確認したら、直ちに組合外壁防水保証書を発行するものとする。
- 3 組合保証書の書式は、保○号用紙とし、裏面には別紙の性能保証及び免責事項約款を記載する。